

○新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則

平成4年11月6日

規則第27号

改正 平成5年5月31日規則第16号

平成9年3月31日規則第11号

平成9年6月27日規則第18号

平成10年6月22日規則第19号

平成10年8月28日規則第24号

平成11年3月29日規則第8号

平成12年8月15日規則第38号

平成13年12月26日規則第34号

平成14年7月31日規則第33号

平成16年3月26日規則第9号

平成17年3月31日規則第28号

平成17年3月31日規則第34号

平成17年6月24日規則第41号

平成18年10月3日規則第30号

平成20年3月28日規則第4号

平成21年3月31日規則第16号

平成21年5月12日規則第29号

平成22年9月29日規則第36号

平成23年3月31日規則第23号

平成23年9月30日規則第33号

平成24年3月27日規則第6号

平成24年10月1日規則第57号

平成25年12月12日規則第47号

平成26年9月30日規則第37号

平成29年3月31日規則第13号

平成29年12月20日規則第45号

平成29年12月28日規則第56号

令和2年11月9日規則第42号  
令和3年3月24日規則第15号  
令和4年3月31日規則第19号  
令和4年8月23日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、新座市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成4年新座市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(児童の障がいの状態)

第3条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障がいの状態は、別表第1のとおりとする。

(平17規則28・一部改正)

(適用対象外児童の状態)

第4条 条例第2条第2項に規定する規則で定める状態は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 児童の父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、当該父又は母が次条に定める程度の障がいの状態にあるときを除く。
- (2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、当該配偶者が次条に定める程度の障がいの状態にあるときを除く。

(平17規則28・平22規則36・一部改正)

(父又は母の障がいの状態)

第5条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障がいの状態は、別表第2のとおりとする。

(平17規則28・一部改正)

(適用対象児童)

第6条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

（平10規則24・平24規則57・平25規則47・一部改正）

（社会保険各法）

第7条 条例第2条第5項に規定する規則で定める社会保険各法は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（平9規則18・平10規則19・平13規則34・一部改正）

（施設）

第8条 条例第3条第3項第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）
- (2) 前号に掲げる施設のほか、条例第3条に規定する対象者、対象者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による世帯主又は前条に規定する社会保険各法による被保険者その他これに準じる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設

（平10規則19・平11規則8・平13規則34・平17規則28・平18規則30・平20規則4・平22規則36・一部改正）

（医療費支給事業）

第9条 条例第3条第3項第5号に規定する規則で定める医療費支給事業は、新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例（昭和58年新座市条例第2号）に基づく医療費支給事業とする。

（平17規則28・平20規則4・平21規則29・平22規則36・平23規則33・一部改正）

（条例第4条第1項の規則で定める額）

第10条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げるひとり親等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げるひとり親等以外のひとり親等 別表第3の左欄に掲げる扶養親族等又は児童の数の区分に応じ同表の右欄に定める額

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当する児童の養育者であるひとり親等 別表第4の左欄に掲げる扶養親族等又は児童の数の区分に応じ同表の右欄に定める額

ア 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの

イ 第6条第3号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの

ウ 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

エ 第6条第4号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの

オ 第6条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第5の左欄に掲げる扶養親族等の数に応じ、同表の右欄に定める額とする。

（令4規則19・全改）

（所得の範囲）

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、当該申請又は届出に係る第16条第1項又は第2項に規定する受給者証の有効期間の始期の前々年の所得（当該始期が7月から12月までに属する場合にあつては、その前年の所得。以下同じ。）のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道

府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（次条第1項において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）及び対象者のうち、母の場合にあってはその監護する児童の父から、父の場合にあってはその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。当該児童が支払を受けたものについては、当該母又は父が支払を受けたものとみなす。）に係る所得（次条第1項において「養育費所得」という。）とする。

（令4規則19・追加）

（所得の額の計算方法）

第12条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度（以下この条において「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除き、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条

第1項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに養育費所得の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合計額から8万円を控除した額とする。

2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号、又は第10号の2に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障がい者1人につき27万円（当該障がい者が同号に規定する特別障がい者である場合には、40万円）
- (3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（母を除く。） 27万円
- (4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号の2に規定する控除を受けた者（母及び父を除く。） 35万円
- (5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円

(6) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者 当該免除に係る所得の額

(令4規則19・追加)

(条例第4条第2項の災害により損害を受けた者がある場合における所得の特例)

第13条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は扶養親族等の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下この条において「被災者」という。）がある場合、その損害を受けた日から翌年の12月31日までの条例第8条に規定する医療費の支給について、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る医療費が支給された場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する医療費で同項に規定する期間に係る金額を市長に返還しなければならない。

(1) 当該被災者（次号の適用を受けるひとり親等を除く。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第3の右欄に定める額以上であるとき 当該被災により支給された医療費

(2) 当該被災者（第10条第1項第2号アからオまでに掲げる児童の養育者であるひとり親等に限る。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第4の右欄に定める額以上であるとき 当該被災により支給された医療費

(3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有

無及び数に依じて、別表第5の右欄に定める額以上であるとき 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された医療費

(令4規則19・追加)

(受給者証の交付申請)

第14条 条例第5条に規定する申請書は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書(現況届)によるものとする。

2 前項の申請書には、条例第3条に規定する対象者に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、条例第4条第1項第2号に規定する配偶者又は扶養義務者がいるときは、その者に係る第4号及び第5号の書類を添付しなければならない。

(1) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類

(2) ひとり親家庭等認定調書

(3) 申請者が父又は母のときは戸籍の謄本又は抄本、養育者のときは戸籍の謄本又は抄本並びに児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本

(4) 世帯全員の住民票の写し

(5) 前々年の所得の状況を証する書類

(6) 養育費申告書

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者(児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。)が、児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、同項第2号から第6号までの書類の添付を省略することができる。

(平10規則19・平13規則34・平14規則33・平16規則9・平18規則30・平22規則36・平24規則57・平29規則13・一部改正、令4規則19・旧第11条繰下・一部改正)

(受給者証等)

第15条 条例第6条に規定する受給者証は、ひとり親家庭等医療費受給者証(別記様式。以下「受給者証」という。)とする。

- 2 条例第6条の規定により受給者証を交付するときは、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳に記載するものとする。
- 3 条例第6条の規定による認定を行わないときは、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下決定通知書により通知するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、条例第4条第1項の規定により対象者として認定を行わないときは、ひとり親家庭等医療費支給停止通知書により通知するものとする。

（平18規則30・一部改正、令4規則19・旧第12条繰下・一部改正）

（受給者証の有効期間）

第16条 受給者証の有効期間は、1月1日から12月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に係る受給者証の有効期間の始期は、当該各号に定める日とする。

(1) 条例第5条の規定により申請書を提出した者（次号及び第3号に掲げる者を除く。） 申請書を提出した日

(2) 条例第3条及び第4条に規定する受給資格（以下「受給資格」という。）を得るに至った日から15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に条例第5条の規定により申請書を提出した者 受給資格を得るに至った日

(3) 災害その他のやむを得ない理由により、受給資格を得るに至った日から15日以内に条例第5条の申請をすることができなかつた場合において、当該やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をした者 やむを得ない理由により申請をすることができなくなつた日

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項に規定する受給者証の有効期間内において受給資格を失つた者に係る受給者証の有効期間の終期は、当該受給資格を失つた日の前日とする。

（平13規則34・全改、令3規則15・一部改正、令4規則19・旧第13条繰下）

（受給者証の再交付）

第17条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、受給者証を汚損し、又は亡失したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書により、市長に受給者証の再交付を申請することができる。

2 受給者証を汚損したときの前項の申請は、その受給者証を添えて行わなければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた場合において、亡失した受給者証を発見したときは、速やかに発見した受給者証を市長に返還しなければならない。

（平22規則36・一部改正、令4規則19・旧第14条繰下）

（支給の申請等）

第18条 医療費の支給を受けようとする受給者は、ひとり親家庭等医療費支給申請書により市長に申請しなければならない。

2 条例第8条第2項の規定による医療機関等の医療費の請求は、ひとり親家庭等医療費請求書によるものとする。

3 市長は、条例第8条第2項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部又は埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

（平17規則28・平23規則23・平24規則6・一部改正、令4規則19・旧第15条繰下）

（支給決定の通知）

第19条 前条第1項の規定による申請があった場合には、内容を審査し、支給額を決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給決定通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

（平17規則28・平17規則41・一部改正、令4規則19・旧第16条繰下）

（現況の届出）

第20条 条例第9条第1項の規定による届出は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）に、次に掲げる書類を添えて毎年11月1日から同月30日までに行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者については、届出を省略することができる。

(1) ひとり親家庭等認定調書

(2) 世帯全員の住民票の写し

(3) ひとり親等又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得の状況を証する書類（条例第9条第1項の規定による届出をしていない年がある場合は、その全ての年の前年の所得の状況を証する書類を含む。）

（平14規則33・平18規則30・平22規則36・平24規則57・一部改正、令4規則19・旧第17条繰下）

（変更の届出）

第21条 条例第9条第2項の規定による届出は、ひとり親家庭等医療費受給者変更（消滅）届に受給者証を添えて行わなければならない。

（令4規則19・旧第18条繰下）

（受給者証の更新、支給停止の通知等）

第22条 前2条の規定により届出を受けた場合（第20条ただし書の規定により届出を省略した場合を含む。）において、条例第4条第1項の規定に該当しないと決定したときは受給者証を交付し、同項の規定に該当すると決定したときはひとり親家庭等医療費支給停止通知書により通知するものとする。

2 受給者が受給資格を喪失したと認められるときは、ひとり親家庭等医療費受給資格喪失通知書により通知するものとする。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りでない。

（平13規則34・平18規則30・一部改正、令4規則19・旧第19条繰下・一部改正）

（受給者証の返還）

第23条 受給者は、受給資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

（平13規則34・一部改正、令4規則19・旧第20条繰下）

（添付書類の省略）

第24条 この規則の規定により申請書又は現況届若しくは変更届に添えて提出する書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

（令4規則19・旧第21条繰下）

（委任）

第25条 この規則に定めるもののほか、様式の作成その他のひとり親家庭等の医療費の支給に関し必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

(平5規則16・平21規則16・平29規則45・一部改正、令4規則19・旧第22条繰下)

附 則

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則 (平成5年規則第16号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成5年6月1日から施行する。

附 則 (平成9年規則第11号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、同日前に交付された受給者証については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年規則第18号)

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成10年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の新座市乳幼児医療費支給条例施行規則、第2条の規定による改正後の新座市老人の医療費の支給に関する条例施行規則、第3条の規定による改正後の新座市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則、第4条の規定による改正後の新座市高額療養費資金貸付基金条例施行規則第2条第3号及び第4条、第5条の規定による改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第7条第3号及び第11条第2項第1号並びに第6条の規定による改正後の新座市指定訪問看護利用料等に関する条例施行規則の規定は、平成10年1月1日から、第5条の規定による改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第8条第1号の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成10年規則第24号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定は、平成10年8月1日から適用する。

附 則 (平成11年規則第8号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第38号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定により交付されているひとり親家庭等医療費受給者証については、改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。この場合において、別記様式中「満3歳」とあるのは「満4歳」と、「満5歳の誕生月の翌月」とあるのは「小学校就学の月」と読み替えるものとする。

附 則（平成13年規則第34号）

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第33号）

- 1 この規則は、平成14年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付されたひとり親家庭等医療費受給者証は、この規則による改正後の様式により交付されたひとり親家庭等医療費受給者証とみなす。

附 則（平成16年規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第28号）

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第3条から第5条まで、第8条第2号、第9条第3号、別表第1及び別表第2の改正規定 平成17年4月1日
  - (2) 第15条及び第16条の改正規定並びに次項の規定 平成17年7月1日
- 2 改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第15条第2項及び第16条の規定は、平成17年7月1日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成17年規則第34号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第41号）

- 1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新座市乳幼児医療費支給条例施行規則、第2条の規定による改正後の新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例施行規則及び第3条の規定による改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第4号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第9条第2号の改正規定中「新座市乳幼児医療費支給条例」を「新座市こども医療費支給に関する条例」に改める部分及び別記様式の改正規定は、同年7月1日から施行する。
- 2 別記様式の改正規定の施行の際現に改正前の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定により交付されているひとり親家庭等医療費受給者証については、改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。この場合において、別記様式中「乳幼児医療費助成」とあるのは「こども医療費助成」と、「小学校就学」とあるのは「通院は小学校就学の月から、入院は中学校就学」と読み替えるものとする。

附 則（平成21年規則第16号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第29号）

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 別記様式（裏）の改正規定の施行の際現に改正前の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定により交付されているひとり親家庭等医療費受給者証については、改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。この場合において、別記様式（裏）中「小学校就学の月」とあるのは「満9歳に達する日以後の最初の4月1日」と、「中学校就学の月」とあるのは「満15歳に達する日以後の最初の4月1日」と読

み替えるものとする。

附 則（平成 22 年規則第 36 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式（裏）の改正規定は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 別記様式（裏）の改正規定の施行の際現に改正前の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定により交付されているひとり親家庭等医療費受給者証については、改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。この場合において、別記様式（裏）中「満 9 歳」とあるのは「満 12 歳」と読み替えるものとする。

附 則（平成 23 年規則第 23 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式（裏）の改正規定は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 別記様式（裏）の改正規定の施行の際現に改正前の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定により交付されているひとり親家庭等医療費受給者証については、改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。この場合において、別記様式（裏）中「通院は満 12 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から、入院は満 15 歳」とあるのは「満 15 歳」と読み替えるものとする。

附 則（平成 23 年規則第 33 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 6 号）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年規則第 57 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式の改正規定は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第 6 条第 2 号の規定は、平成 24 年 8 月 1 日から適用する。

3 平成24年8月1日において改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第6条第2号の規定に該当する児童を、この規則の施行の際現に監護し、養育している者が、同年10月31日までの間に受給者証の交付申請をしたときは、改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第13条の規定にかかわらず、受給者証の有効期間の始期は、同年8月1日とする。

附 則（平成25年規則第47号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年規則第37号）

この規則は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第10条第3項の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第45号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第56号）

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

2 改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定は、平成30年以後の所得による制限について適用し、平成29年以前の年の所得による制限については、なお従前の例による。

附 則（令和2年規則第42号）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第15号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の交付申請に係る受給者証の有効期間の始期について適用し、同日前の交付申請に係る受給者証の有効期間の始期については、なお従前の例による。

附 則（令和4年規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則別表第1及び別表第2の規定は、令和4年4月1日以後の申請に係る受給者証の交付について適用し、同日前の申請に係る受給者証の交付については、なお従前の例による。

(新座市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部改正)

3 新座市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年新座市規則第43号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和4年規則第28号)

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(平17規則28・令4規則19・一部改正)

1 次に掲げる視覚障がい

(1) 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの

(2) 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの

(3) ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/二視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの

(4) 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの

3 平衡機能に著しい障がいを有するもの

4 そしゃくの機能を欠くもの

5 音声又は言語機能に著しい障がいを有するもの

6 両上肢の親指及び人差指又は中指を欠くもの

7 両上肢の親指及び人差指又は中指の機能に著しい障がいを有するもの

8 一上肢の機能に著しい障がいを有するもの

9 一上肢の全ての指を欠くもの

- 1 0 一上肢の全ての指の機能に著しい障がいをも有するもの
- 1 1 両下肢の全ての指を欠くもの
- 1 2 一下肢の機能に著しい障がいをも有するもの
- 1 3 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 1 4 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをも有するもの
- 1 5 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 1 6 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 1 7 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

別表第2（第5条関係）

（平17規則28・令4規則19・一部改正）

- 1 次に掲げる視覚障がい
  - (1) 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
  - (2) 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
  - (3) ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/二視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
  - (4) 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障がいをも有するもの
- 4 両上肢の全ての指を欠くもの
- 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障がいをも有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障がいをも有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいをも有するもの

9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働をすることを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障がいをも有するもの

10 精神に、労働をすることを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいをも有するもの

11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働をすることを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいをも有するものであって、当該障がいの原因となった傷病につき、初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

別表第3（第10条、第13条関係）

（令4規則19・追加）

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。）があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円を、その額に加算した額）

別表第4（第10条、第13条関係）

（令4規則19・追加）

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当

	該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき) 60,000円を加算した額)
--	---

別表第5 (第10条、第13条関係)

(令4規則19・追加)

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

別記様式（第 15 条関係）

（表）

① ひとり親家庭等医療費受給者証								
公費負担者番号								
受給者証番号								
申請者	氏名							
	住所							
受給者	氏名							
	生年月日							
一部負担金	通院							
	入院							
	調剤							
有効期間	年 月 日から							
	年 月 日まで							
現物給付 対象医療機関								
現物給付限度額								
年 月 日交付								
埼玉県新座市長 印								

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、新座市ひとり親家庭等医療費支給条例により、一部負担金について支給を受けることのできる証ですから、大切に保管してください。
- 2 この制度を利用し診療等を受けるときは、必ずこの証と被保険者証等を一緒に医療機関等の窓口で提示してください。ただし、次の場合は、医療保険制度の自己負担額を窓口で支払い、翌月以降「ひとり親家庭等医療費支給申請書」に領収書を添付し、市に申請してください。この場合の請求期限は、その翌日から起算して5年間です。
  - (1) 現物給付対象外の医療機関等で受診した場合
  - (2) 一部負担金が1医療機関等につき月額21,000円以上の場合
- 3 学校(幼稚園・保育園)管理下におけるけが等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合や他の公費負担医療制度から支給される医療費については、この制度では支給できません。この場合に診療等を受けるときは、この証を医療機関等に提示しないでください。
- 4 未熟児養育医療など他の公費負担医療制度が利用できる場合はそちらを優先してください。
- 5 次の場合は、必ず本市に届出をしてください。
  - (1) 転出、婚姻(事実婚を含む。)、死亡等で受給資格を喪失したとき。
  - (2) 申請者又は受給者の氏名、住所、加入医療保険等に変更があったとき。
  - (3) 他の公費負担医療制度等の適用を受けることにより医療保険制度の自己負担額を支払わなくなったとき。
  - (4) その他資格登録内容に変更が生じたとき。
- 6 転出等により本市での受給資格を喪失した後は、この証は県内・県外を問わず使用できません。速やかに本市に返還してください。
- 7 受給資格の喪失後にこの証を使用して診療等を受けたとき、偽りその他不正にこの証を使用したとき、又は他の公費負担医療制度により医療費の支給を受けたときは、本市が支給した一部負担金の返還を求めますので御注意ください。
- 8 救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診するなど、医療機関等への適正受診に御理解と御協力をお願いします。

問合せ先

別記様式（第15条関係）

（平24規則57・全改、平26規則37・令2規則42・令4規則19・令4規則28・一部改正）